

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

概要版

令和2年4月

天山地区共同環境組合

概要版 目次

第1章	計画の目的と構成	1
1節	計画策定の趣旨	2
2節	本計画の位置づけ	3
3節	計画対象区域	4
4節	計画期間と目標年度	4
第2章	ごみ処理の現状と課題	5
1節	ごみ処理体制	6
2節	ごみ処理の評価	9
3節	ごみ処理における課題	12
第3章	ごみ処理基本計画	13
1節	ごみ処理の基本方針	14
2節	ごみ処理の目標値	16
3節	ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	17
4節	分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	19
5節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	21
6節	協力体制の確立と計画の進行管理	23

第1章 計画の目的と構成

1 節 計画策定の趣旨

管内の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、平成 26 年 9 月に策定した多久・小城地区広域クリーンセンター建設促進協議会によるものがありますが、天山地区共同環境組合（以下、「本組合」という。）の設立（平成 26 年 10 月 1 日）を経て、新ごみ処理施設「クリーンヒル天山」を確保した今般、見直すこととしました。

ごみの処理・処分については、全国的に最終処分場のひっ迫やごみ処理施設の処理能力不足などがあり、持続可能な地球環境社会をどう維持していくかという課題や、環境対策あるいは処理経費の増加に伴う財政圧迫にどう対処していくかなど、様々な課題やテーマがあります。

本組合を構成する多久市と小城市の両市では、これまでのごみ減量施策により処理量は減少傾向にありますが、さらなる減量に向け、市民・事業者・行政の各主体が一体となって様々な取組みを積極的に行うことが大切です。

しかしながら、両市とも現状の処理体制のままで適正なごみ処理事務事業を展開・継続していくには難があったため、今般、新しい法体制と整合を図りながら、両市で本組合を設立して、循環型社会実現に向けた新しいごみ処理施設の確保を目指しています。

今回見直した、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、上記に示したような背景や社会情勢にかんがみながら、新ごみ処理施設「クリーンヒル天山」を管内のごみ処理の中核とし、今後のごみ処理行政を展開するために策定しました。

本計画を以て、様々な施策を市民・事業者・行政の三者が協力し、公衆衛生の向上とともに、市民の生活環境の永続的な保全を目指します。

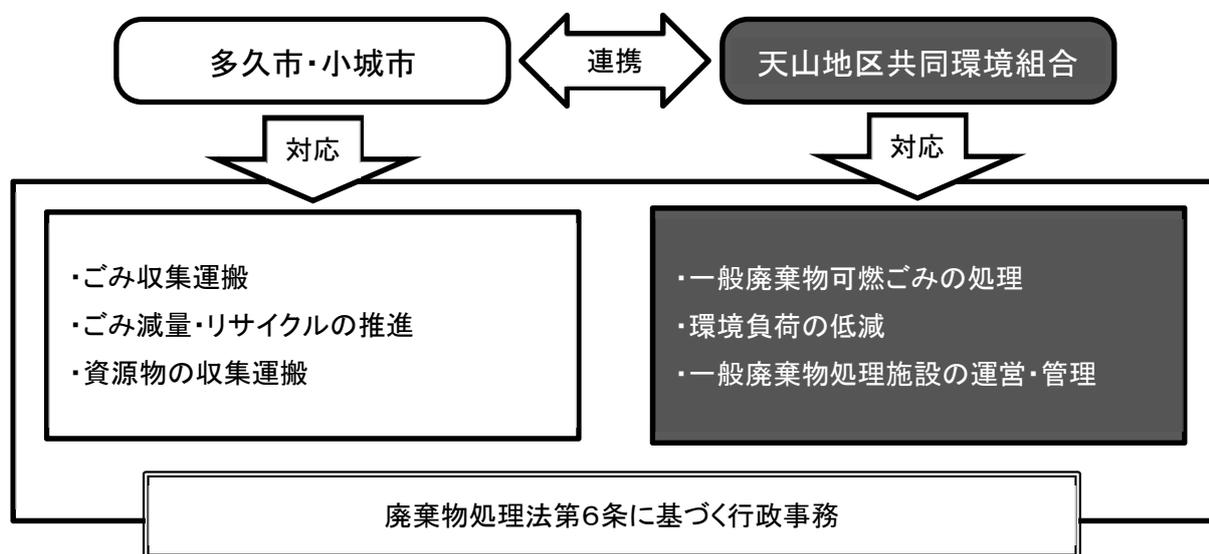


図 廃棄物清掃法第 6 条に基づく、本組合と構成市の行政事務

2節 本計画の位置づけ

本計画は、定めた計画期間において、管内で排出される一般廃棄物を適正に処理するためのありべき姿を示すもので、ごみ処理のマスタープランとなります。

本計画の上位計画・関連計画には、国・県の施策や行政計画、多久市・小城市の総合計画や環境基本計画があり、多久市や小城市が処理主体となって策定したごみ処理基本計画とも整合を図る必要がある計画です。

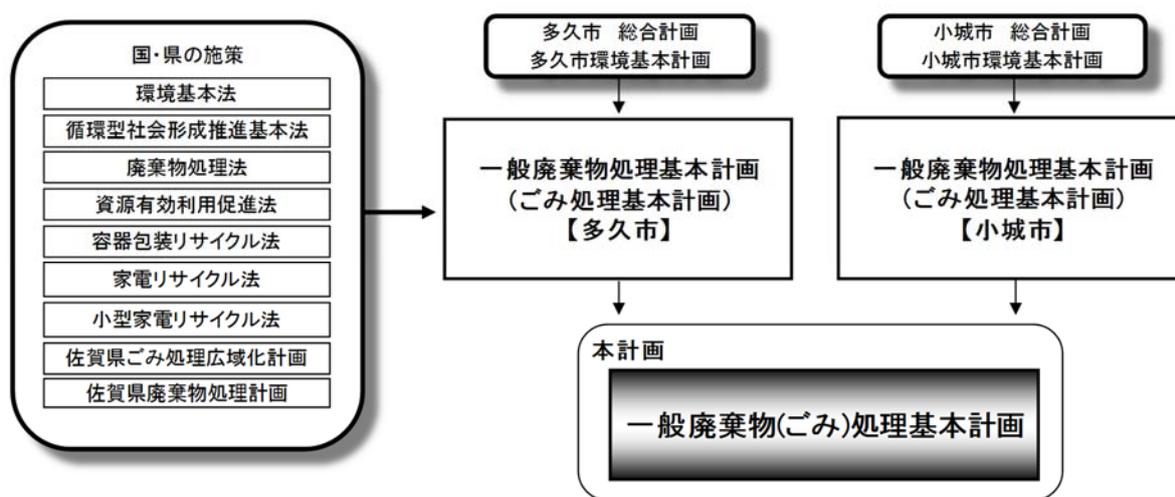


図 本計画の位置づけ

【各法律の正式名】

廃棄物処理法	: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
資源有効利用促進法	: 資源の有効な利用の促進に関する法律
容器包装リサイクル法	: 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律
家電リサイクル法	: 特定家庭用機器再商品化法
小型家電リサイクル法	: 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

3節 計画対象区域

本計画の対象区域は、新ごみ処理施設クリーンヒル天山が一般廃棄物（ごみ）を受け入れ、処理している管内である多久市及び小城市の行政区域全域です。

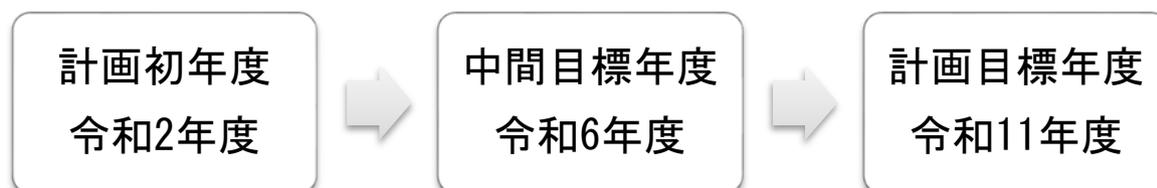


図 計画対象地域

4節 計画期間と目標年度

本計画の計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とし、目標年度は令和11年度とします。また、中間目標年度は令和6年度とします。

なお、本計画の性格上、概ね5年ごとに見直すことを基本としますが、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じ見直しを行います。



第2章 ごみ処理の現状と課題

1 節 ごみ処理体制

本組合管内の計画処理区域内人口は既に計画収集人口と一致していますが、時系列的には減少傾向を示しており、平成 30 年度は 64,437 人となっています。

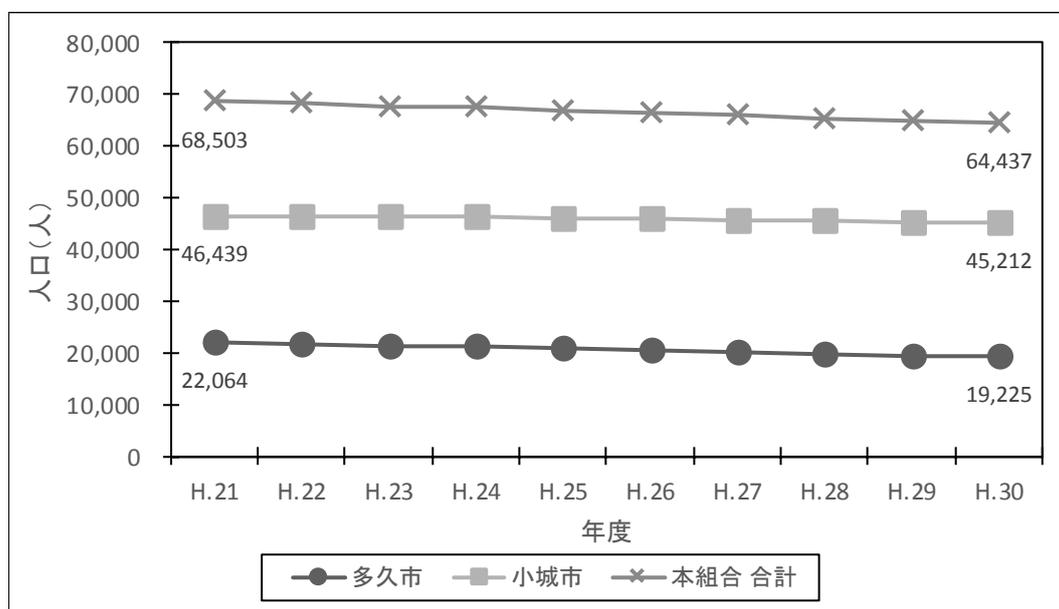


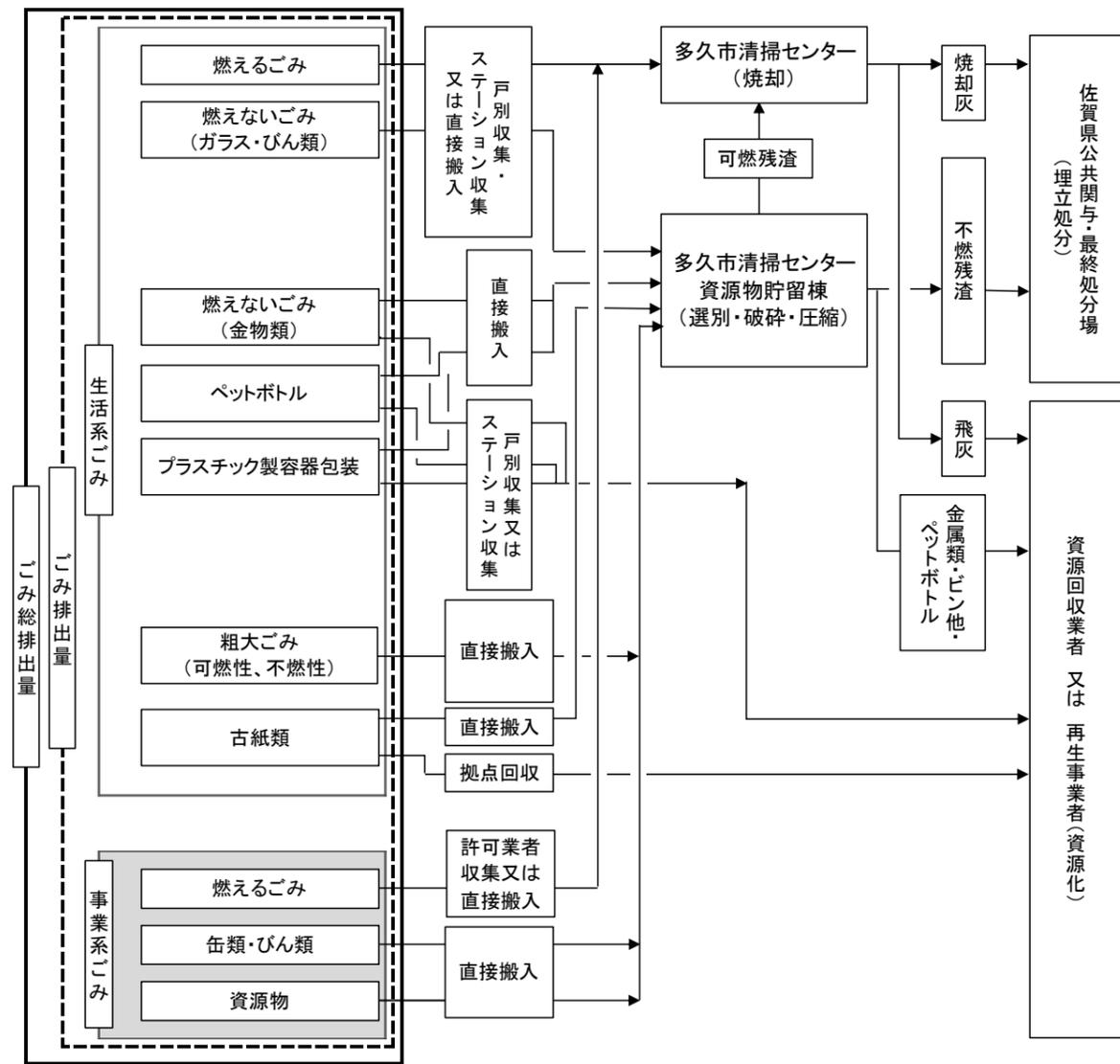
図 計画処理区域内人口（=計画収集人口）の推移

表 計画処理区域内人口（=計画収集人口）の推移

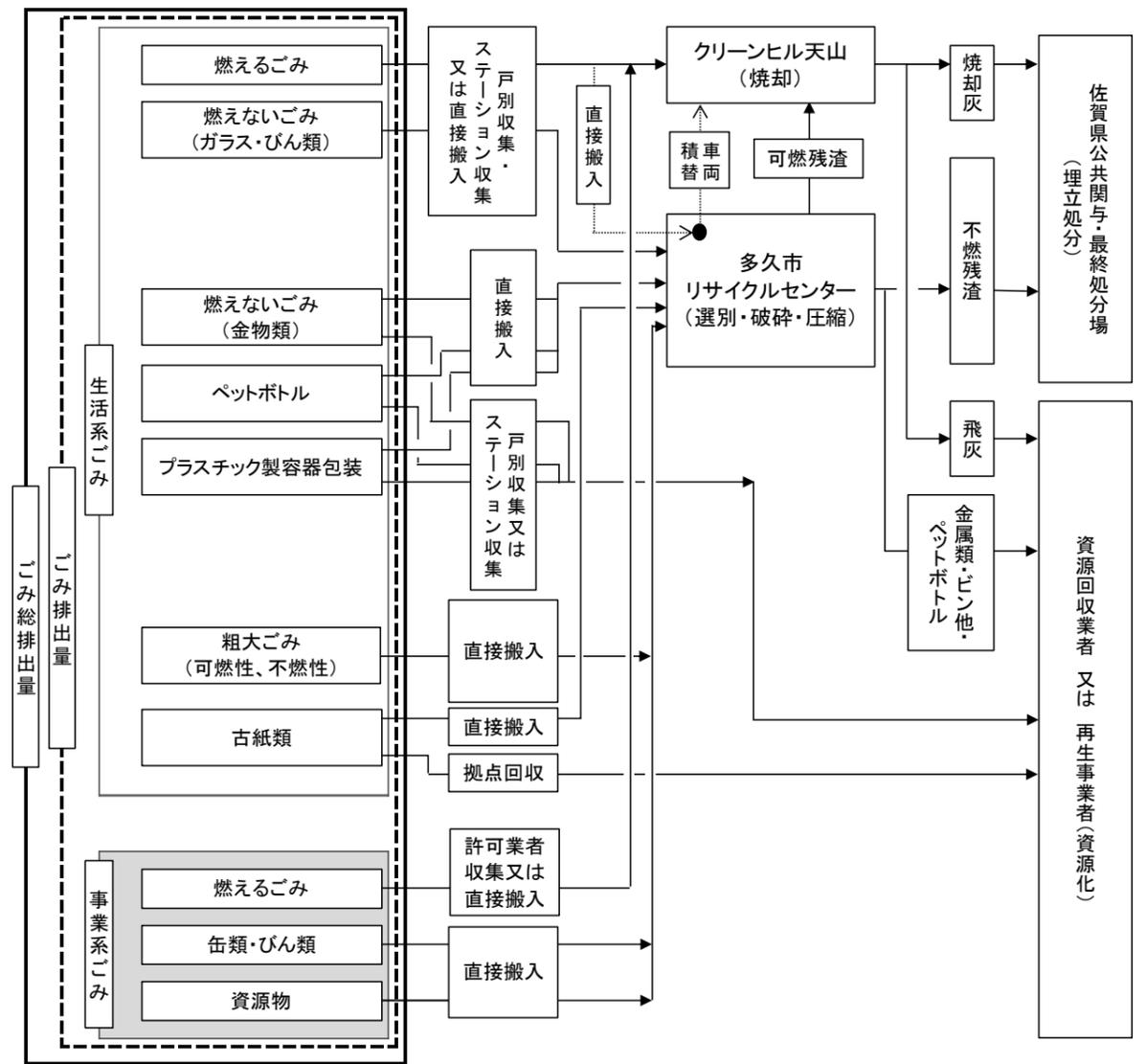
単位：人

年度	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30
多久市	22,064	21,701	21,370	21,150	20,759	20,358	20,066	19,813	19,466	19,225
小城市	46,439	46,380	46,198	46,178	46,021	45,816	45,683	45,518	45,212	45,212
本組合 合計	68,503	68,081	67,568	67,328	66,780	66,174	65,749	65,331	64,678	64,437

資料：住民基本台帳 年度末人口（H23 以前：外国人人口を含まない H24 以降：外国人人口を含む）

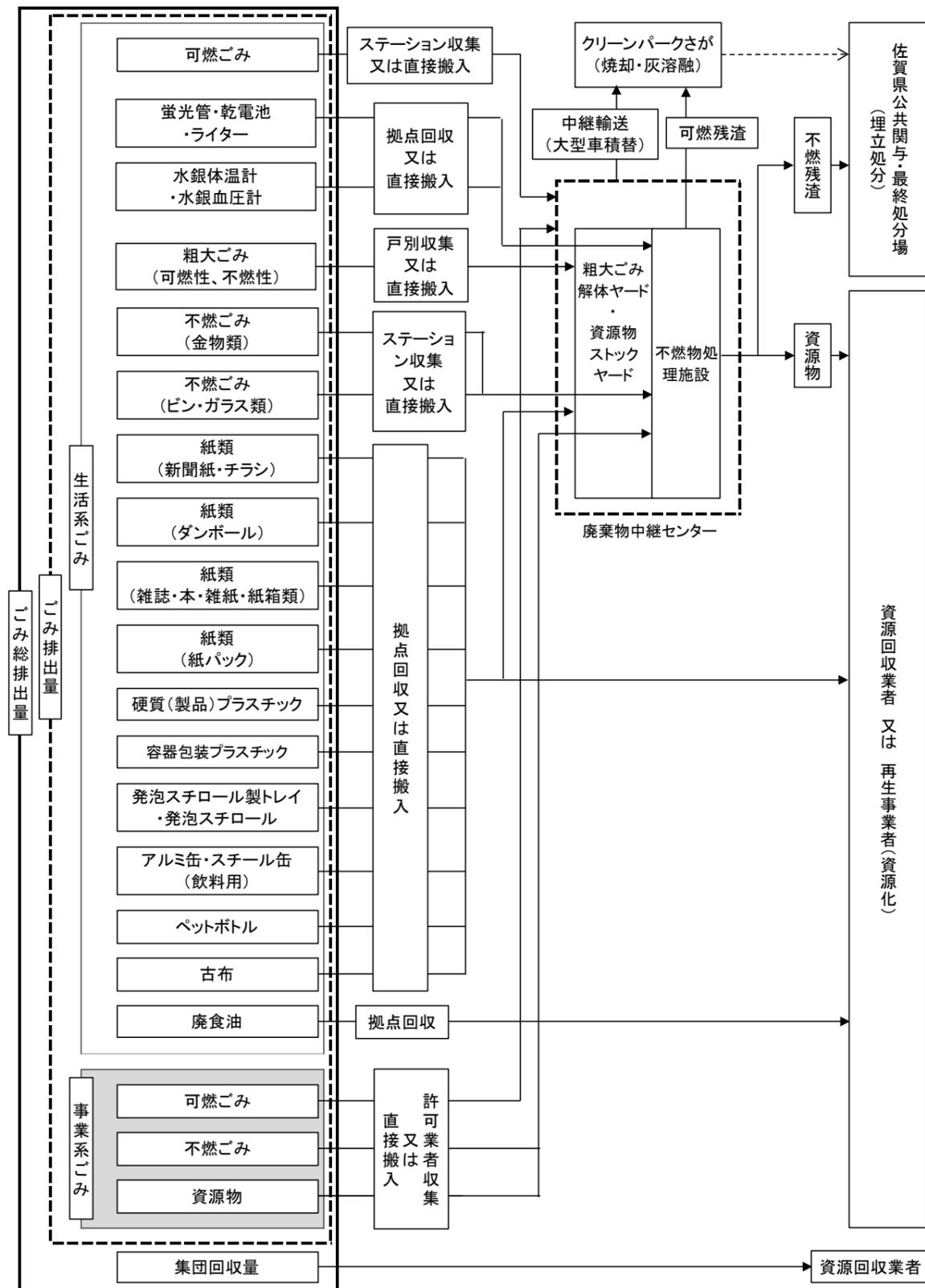


<令和2年3月まで>

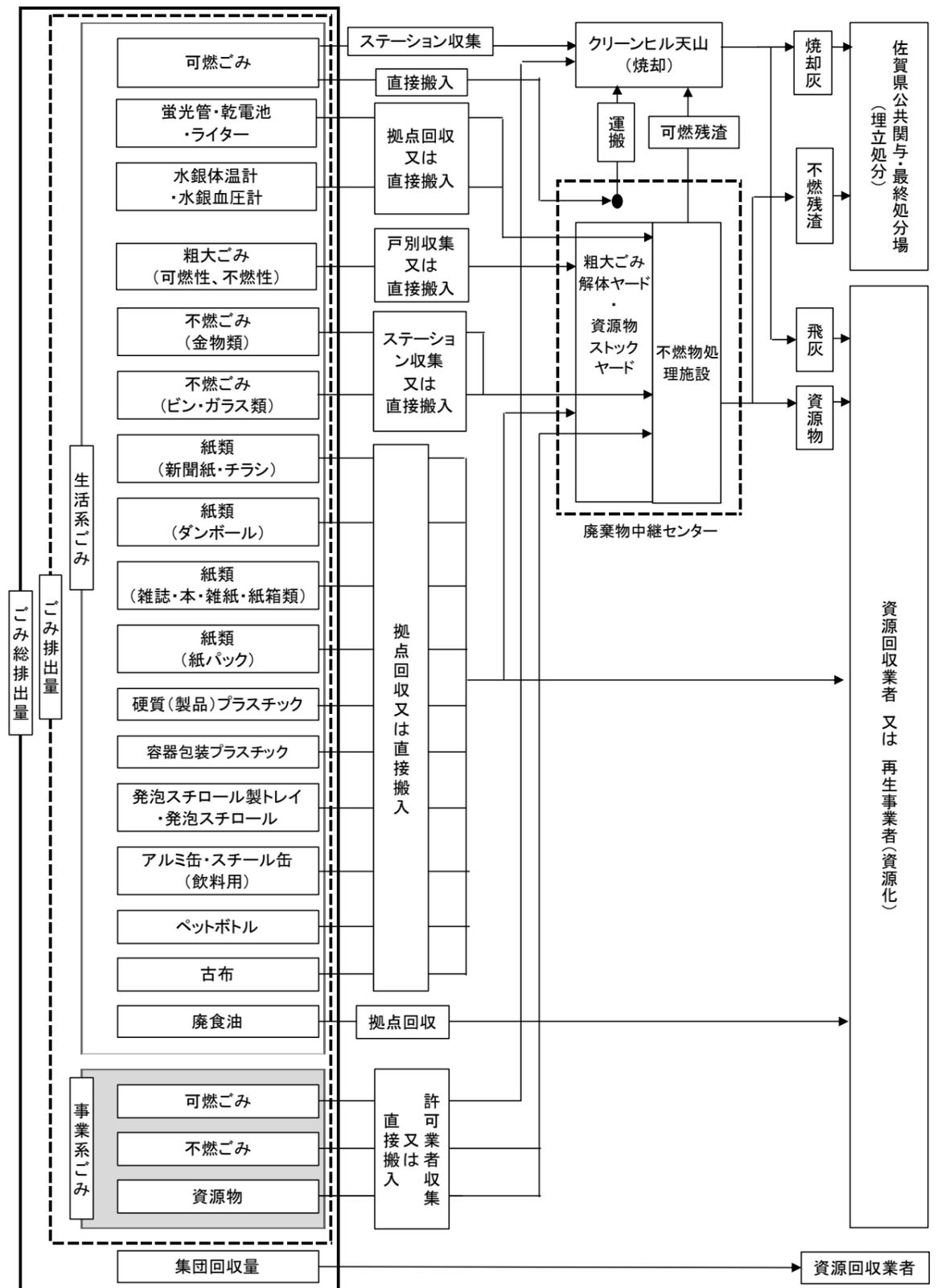


<令和2年4月以降>

図 多久市の現状のごみ処理体系図



<令和2年3月まで>



<令和2年4月以降>

図 小城市の現状のごみ処理体系図

2 節 ごみ処理の評価

2-1 人口規模が類似した都市平均との比較・評価

人口規模が類似した都市（全国 193 市町村）と構成各市のごみ処理状況について、「指標値によるレーダーチャート」を用いて比較・評価を行った結果は、それぞれ図に示すとおりです。

なお、ごみ処理状況は、平成 30 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成 29 年度実績）に基づいています。

【多久市のごみ処理の評価結果】

- ①ごみ総排出量原単位は「低い」ほど望ましいですが、人口規模（50,000 人未満）が類似した都市平均の約 0.85 倍と低くなっていました。
- ②資源回収率は「高い」ほど望ましいですが、同・都市平均の約 0.44 倍と低くなっていました。
- ③最終処分される割合は「低い」ほど望ましいですが、同・都市平均の約 0.87 倍と低くなっていました。
- ④一人当たり年間ごみ処理経費及び最終処分減量に要する費用はどちらも「低い」ほど望ましいですが、いずれも同・都市平均より低くなっていました。

【小城市のごみ処理の評価結果】

- ①ごみ総排出量原単位は「低い」ほど望ましいですが、人口規模（50,000 人未満）が類似した都市平均の約 0.79 倍と低くなっていました。
- ②資源回収率は「高い」ほど望ましいですが、同・都市平均の約 1.34 倍と高くなっていました。
- ③最終処分される割合は「低い」ほど望ましいですが、燃えるごみの処理自体を外部に依存しているため、同・都市平均の約 0.18 倍と少なくなっていますが、必ずしも適正な評価とはいえません。
- ④一人当たり年間ごみ処理経費及び最終処分減量に要する費用はどちらも「低い」ほど望ましいですが、いずれも同・都市平均と同等でした。

標準的な指標1 (指標値によるレーダーチャート)

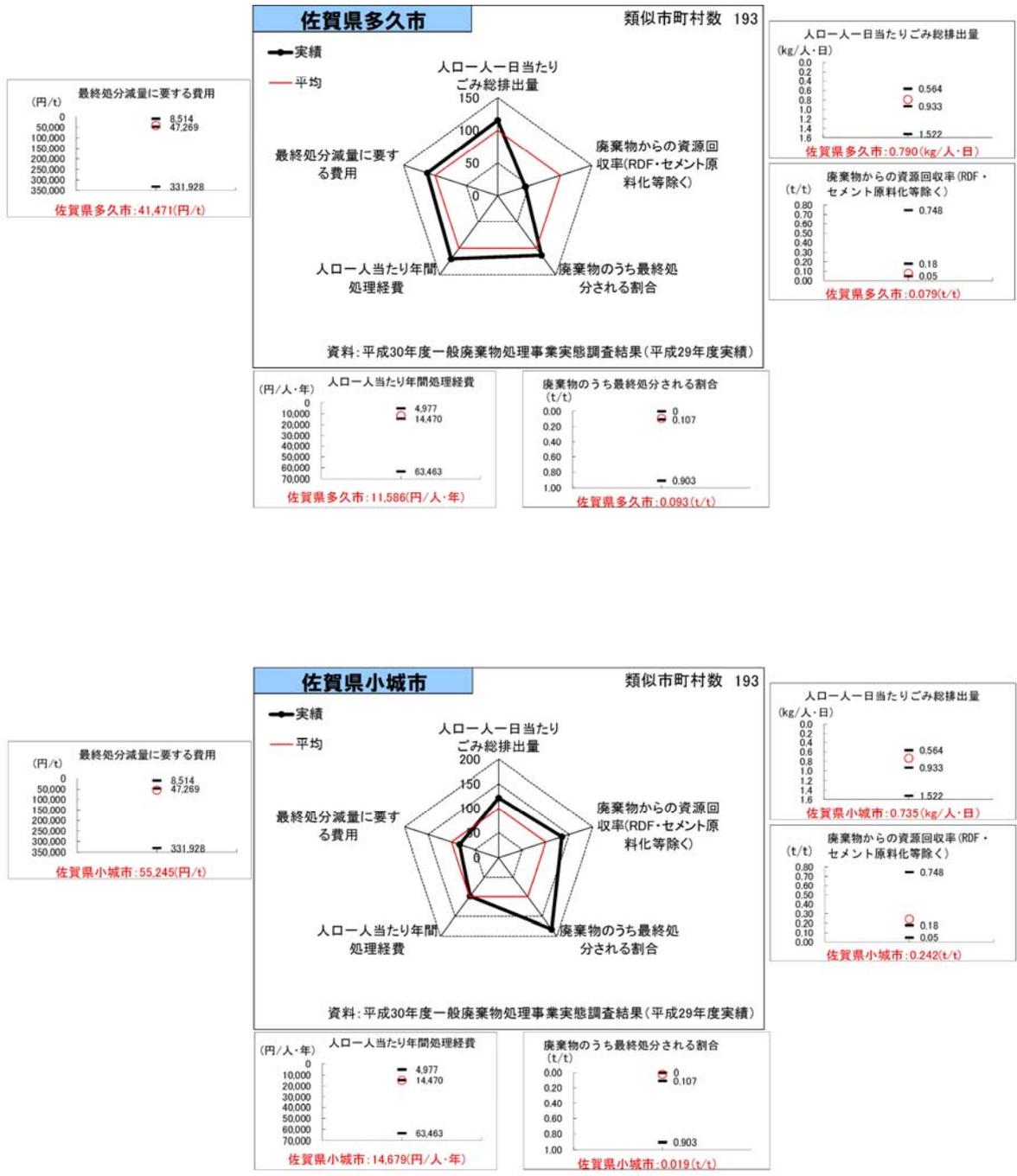


図 ごみ処理の評価結果

2-2 前回計画目標の達成状況

前回計画の目標値について、最新年度の実績である平成30年度実績と比較した結果は、下表に示すとおりです。

多久市は、最終処分率の目標は達成しているものの、減量化・リサイクル率（資源化率）は未達成でした。小城市も同様に、減量化・リサイクル率（資源化率）は未達成でした。

表 前回計画目標の達成状況（多久市）

項目		前回計画目標値 R2（2020：H32）	実績 H30（2018）
減量化	1人1日当たりのごみ総排出量	691 g/人・日以下	851g/人・日
	事業系ごみの排出量	2.5 t/日以下	3.75t/日
リサイクル率（資源化率）		18%以上	14.2%
最終処分率		9%以下	8.6%

表 前回計画目標の達成状況（小城市）

項目		前回計画目標値 R2（2020：H32）	実績 H30（2018）
減量化	1人1日当たりのごみ総排出量	724 g/人・日以下	746g/人・日
リサイクル率（資源化率）		20%以上	16.5%
最終処分率		10%以下	1.6%（参考値）

※最終処分率は、燃えるごみの処理自体を外部に依存しているため、必ずしも適正な評価値とは言い難い。

3節 ごみ処理における課題

3-1 ごみ排出抑制・減量化に関する課題

本組合構成各市のごみ排出量は、人口規模が類似した都市（全国 193 市町村）と比較すると、概して低い値となっており、経年的にも減少傾向を呈しています。これは、ごみ処理の有料化や生ごみ処理容器の普及などによる、ごみ排出抑制に係る取組みの成果と考えられます。今後とも各種施策を継続し、ごみ排出抑制への取組みを推進していく必要があります。

また、事業系ごみの排出抑制についても留意し、効果的で継続できる対策を引き続き検討していく必要があります。

令和 2 年 4 月以降、新ごみ処理施設「クリーンヒル天山」（全連続燃焼式ストーカ炉）の稼働により、中間処理による減量化が改善すると考えますが、適正処理によるごみ減量化の継続を図る必要があります。

3-2 資源化に関する課題

本組合構成各市では、これまで排出段階での資源化施策と、中間処理段階での資源化施策を図りましたが、資源回収率は多久市及び小城市とも前回計画目標を大分下回っています。

ごみの資源化率向上のポイントは、「量の確保」と「施設の確保」と考えられます。

「量の確保」は、構成各市の人口規模が約 2 万人と約 5 万人の都市ですので、施策如何では率向上は十分期待できます。一方、「施設の確保」は、両市とも既存施設を保有していますが、現時点では効率化や老朽化などの懸念があります。多久市では令和 2 年 4 月以降、「多久市リサイクルセンター」が稼働することにより、資源化率が改善する見込みです。

こうした情勢にかんがみると、小城市における排出段階での資源化施策を可能な限り活性化させることが肝要です。

3-3 収集・運搬に関する課題

令和 2 年 4 月以降、新ごみ処理施設「クリーンヒル天山」（全連続燃焼式ストーカ炉）の稼働により、「可燃ごみ」の広域処理が実現します。

しかしながら、構成各市の収集・運搬に関しては、特に運搬面に係る様相が著しく変わるため、数年後、コスト評価を実施することが肝要です。

また、「不燃ごみ」や「資源物」（保管ヤードまで）の収集・運搬状況についても、数年後確認する必要があります。

3-4 最終処分に関する課題

本組合管内には、一般廃棄物最終処分場は在りません。このため、「クリーンパークさが」の管理型最終処分場に依存しています。

新ごみ処理施設「クリーンヒル天山」（全連続燃焼式ストーカ炉）から生成する焼却灰や飛灰（特別管理一般廃棄物）および構成各市からの不燃処理残渣を含め、個々あるいは総体的に最終処分のあり方を検討する必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

1 節 ごみ処理の基本方針

1-1 基本理念

自然豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継ぐことで、私たちが持続的に発展するためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から、天然資源やエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会に転換していく必要があります。

それには、市民ひとり一人が、これまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、市民・事業者・行政・市民団体などの各主体が、それぞれの役割と協働の基に、環境に配慮した具体的な行動を推進することが最も重要です。

国では、「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）において、循環型社会を形成するために、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも2R（リデュース・リユース）の取組みを優先する社会システムの構築を目指すことや、大規模な自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理についても迅速かつ適切に対応できるよう、廃棄物処理システムの強靱化についても示されました。こうした新たな課題にも積極的に対応することも大事です。

本組合及び構成各市は、平成26年9月に策定した計画で掲げた「4R（3RにRefuse リフューズ<レジ袋の利用等を断る>を加えた）運動の推進」のように、これまでも循環型社会の形成に向けたごみ処理体制の充実等に取り組んできました。また、令和2年4月から、広域処理施設である、新ごみ処理施設「クリーンヒル天山」が稼働します。

こうしたことを十分踏まえたうえで、本計画においては、「4Rに関する具体的な活動の実践」、「安定したごみ処理」を市民、事業者、行政（組合・構成各市）が一体となって目指すことを基本理念とします。

1-2 基本方針

ごみ処理における本組合の基本理念、国・県のごみ処理に関する動向及び方針を踏まえ、本計画のごみ処理基本方針を以下のとおりとします。

方針1： 4Rが根付いた地域社会の形成

低炭素、循環型社会を構築するために、第一にごみの発生・排出をできる限り抑制（リデュース・リフューズ）し、第二にごみとして排出する前に再使用（リユース）を心掛け、第三にごみを排出する場合には原材料としてリサイクルし、直接リサイクル（物質回収）することが困難な場合ごみはサーマルリサイクル（熱回収）します。それでもなお残ったごみ（焼却灰・飛灰など）については、山元還元やセメント原料化等とした資源化や、適正処分する4Rが根付いた地域社会づくりを推進します。

方針2： 市民・事業者・行政の役割分担とパートナーシップによる地域循環の推進

低炭素、循環型社会を形成に向けた新たな価値観を市民・事業者・行政が共有し、それぞれの役割分担と3者のパートナーシップに基づく社会づくりを目指します。

市民は環境配慮型の生活様式を選択し、事業者は「排出者責任」「拡大生産者責任」の観点から、製品が廃棄された後まで責任を持ち、行政は3者のパートナーシップに基づいて連携、協働する協力関係を構築することを、それぞれの役割分担とします。

また、行政は、低炭素社会の構築、循環型ライフスタイルの実践、環境保全・創造に取り組む仲間を増やすための取組みを効果的に推進するために、環境教育や意識啓発を図っていきます。

方針3： クリーンヒル天山を中核とした新たなごみ処理体系下の安定したごみ処理

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、クリーンヒル天山を中核とした、安定したごみ処理システムづくりを推進します。ごみ処理費用をできるだけ低減するために、収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、経済性を考慮した事務事業を推進します。また、近年、特に風水害による甚大な被害が発生し、それに伴う災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が求められていることから、適切な対応ができるよう、連携強化を目指していきます。

方針4： 不法投棄の撲滅

市民、事業者、行政が一体となって、「監視の強化及び防止・撲滅対策」、「指導の強化」、「回収体制の充実」を行い、不法投棄の防止・撲滅に取り組めます。

2節 ごみ処理の目標値

本計画の数値目標は、廃棄物処理法の基本方針や市の総合計画等に基づき、下表のように定めます。

表 本計画の数値目標（多久市）

項目		H30（2018） 実績	R6（2024） 中間目標年度	R11（2029） 目標年度
減量化	生活系ごみ排出量 原単位	656 g/人・日	626 g/人・日以下	601 g/人・日以下
	事業系ごみ排出量 原単位	3.75t/日	3.45t/日以下	3.20 t/日以下
リサイクル率		14.2%	17.8%以上	21.0%以上
最終処分率		8.6%	9.0%以下	9.0%以下

表 本計画の数値目標（小城市）

項目		H30（2018） 実績	R6（2024） 中間目標年度	R11（2029） 目標年度
減量化	生活系ごみ排出量 原単位	566 g/人・日	555 g/人・日以下	543 g/人・日以下
	事業系ごみ排出量 原単位	8.13 t/日	7.42 t/日以下	6.83 t/日以下
リサイクル率		16.5 %	20.5 %以上	21.0 %以上
最終処分率		1.6 %	10.0 %以下	10.0 %以下

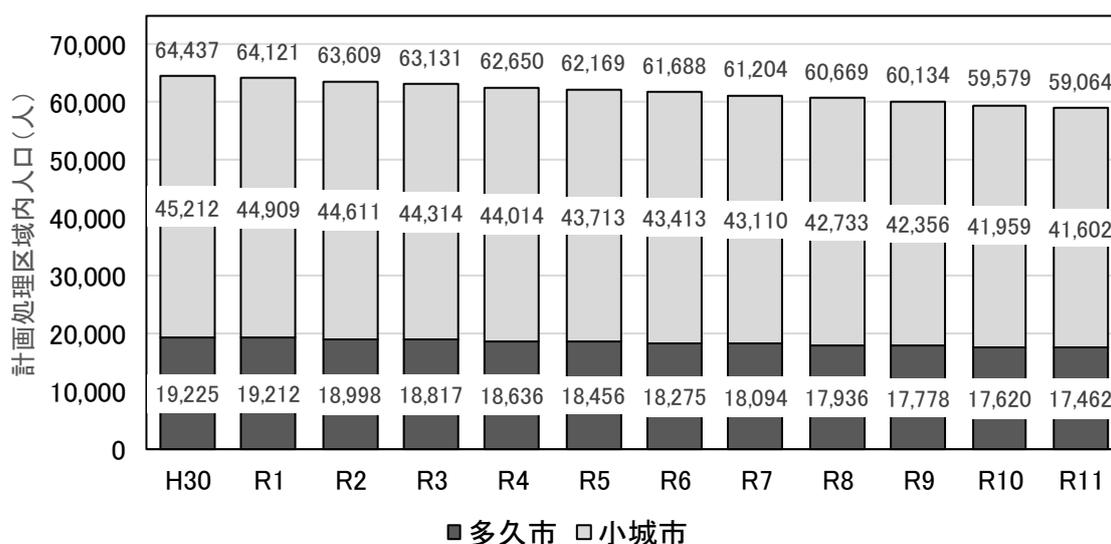


図 多久市及び小城市の計画処理区域内人口の見通し

3節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

ごみの発生抑制・排出抑制や資源化を図るための具体的な取り組みを以下に示します。

3-1 行政における方策

(1) 市民の意識改革の推進

- ・地域住民や事業者への教育、啓発活動の充実
- ・情報提供の推進
- ・小中学校等での廃棄物問題に関する教育や学習の推進
- ・食品ロスの削減（飲食店、ファミリーレストラン等での食べ残し削減）

(2) 廃棄物処理に関する指導の推進

- ・処理方法や管理体制等の啓発
- ・分別の習慣づけの推進
- ・分別方法についての情報提供の充実
- ・ごみステーション等への排出時における指導の強化
- ・減量効果等の住民への周知

(3) 生ごみ処理機器の利用促進

- ・生ごみ処理容器購入補助の継続
- ・生ごみの堆肥を農用地等へ還元できるシステムづくりの検討

(4) 各種リサイクル活動の支援

- ・住民への必要機材、場所の提供
- ・回収業者情報の提供
- ・排出抑制・リサイクルの取り組み事例紹介

(5) リサイクル製品の使用の促進

- ・家庭や事業所等におけるリサイクル製品の使用促進
- ・グリーン購入法に基づく、市役所内及び関係機関等でのリサイクル製品の利用

(6) 店頭での不要トレイ・紙パック等回収箱の設置の推進

(7) クリーンヒル天山（焼却施設）での残渣（飛灰）のリサイクル（山元還元、セメント原料化）を推進

(8) 草木類の有効利用

- ・堆肥化、熱回収等

3-2 市民における取り組み

(1) 消費者としての意識改革の推進

- ・水切りの徹底
- ・資源物集団回収活動の参加
- ・計画的な買物の実践
- ・レジ袋の利用等を断り、マイバッグを利用
- ・使い捨て製品の購入自粛

- ・製品の長期使用
 - ・リサイクル製品の利用
 - ・簡易包装の利用
 - ・ごみ分別の徹底
- (2) 有機廃棄物の再利用
- ・生ごみの堆肥化及び水切り
 - ・堆肥の利用

3-3 事業者における取組み

- (1) 製品の開発、製造の見直し
- ・再生資源の利用
 - ・素材の表示
 - ・製品の耐久性の向上
 - ・補修部品の長期保管
- (2) 製品の販売の見直し
- ・簡易包装の推進
 - ・買物袋持参運動の推進
 - ・使い捨て商品の見直し
- (3) 事業者責任の明確化
- (4) 多量排出事業者の一般廃棄物の減量化
- ・一般廃棄物減量化等に関する計画の策定
 - ・一般廃棄物減量化等に関する担当者の選任

4節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

収集するごみの分別の区分は、大きく「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源物」及び「粗大ごみ」となっており、今後も継続します。

令和2年4月以降のごみの分別区分及び収集方法は、下表に示すとおりです。

表 ごみの分別区分と収集方法（多久市）

分別区分		品 目	搬出形態	収集方式	収集回数
燃えるごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ類(料理くず、貝殻など) ・紙類(紙くず、紙おむつ、資源物以外) ・布類(衣類、靴など) ・草木類 ・プラスチック類(ビデオテープ、CD、バケツ、おもちゃ、など資源物以外:プラスチック製容器包装以外) ・その他(使い捨てカイロ、アルミはくなど) 	指定袋	戸別収集 又はステーション収集	週2回
燃えないごみ	金物類	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶類、スプレー缶、乾電池、コード類、鍋類、傘など、カミソリ、ライター 	指定袋	戸別収集 又はステーション収集	月1回
	ガラス・びん類	<ul style="list-style-type: none"> ・空きびん、陶磁器類、ガラス類、蛍光灯、電球 	指定袋	戸別収集 又はステーション収集	月1回
資源物	古紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙 ・ダンボール ・雑誌類、チラシなど ・その他の紙 	ひもで十文字にしぼる。 その他の紙は紙袋に入れる。	拠点回収	月1回
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料用、酒用、しょうゆ用、みりん用に限る 	指定袋	戸別収集 又はステーション収集	月1回
	プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・卵パック、豆腐パック等、食品トレイ、カップ麺の容器、コンビニ弁当の容器、発泡スチロール 	指定袋	戸別収集 又はステーション収集	月2回
粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・ダンス類、テーブル類、建具類、ベット類、戸棚類、机類、米びつ、リヤカー、座イスなど 	—	直接搬入	随時

表 ごみの分別区分と収集方法（小城市）

分別区分	品目	搬出形態	収集方式	収集回数	
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ類(料理くず、貝殻など) ・紙類(紙くず、おむつなど) ・ゴム、革皮製品(革、長靴、バッグなど) ・草木類(草、庭木の剪定くずなど) 	指定袋	ステーション収集	週2回	
不燃ごみ	金物類	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶類(缶詰缶、菓子缶など) ・スプレー缶類 ・鍋類(やかん、鍋、フライパンなど) ・50cm未満の電気製品(ドライヤー、乾電池、ポット、アイロン、コードなど) ・傘等(傘の骨組、ハンガー、ビンの金属キャップなど) ・自転車 ・刃物類(包丁、カミソリ、ハサミなど) 	コンテナに袋から出して入れる	ステーション収集	月2回
	ビン・ガラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・空きビン類(飲料用のビン、飲食ビン、化粧品ビン、調味料ビンなど) ・陶磁器(茶わん、皿、植木鉢など) ・ガラス類(窓ガラス、コップ、鏡など) ・蛍光管・電球 	コンテナに袋から出して入れる	ステーション収集	月2回
資源物	古紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞・チラシ ・段ボール ・雑誌・本・雑紙・紙箱類 ・紙パック 	ひもで十文字にしぼる。	拠点回収	月1回
	硬質プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ・鉢盛皿、盆 ・バケツ ・食油用容器 ・プラスチック製のおもちゃ ・衣装ケース 	透明・半透明の袋	拠点回収	月1回
	容器包装プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ・卵、豆腐パック ・プリン、ゼリーなどの容器 ・シャンプー・洗剤などの容器 ・袋類 	透明・半透明の袋	拠点回収	月1回
	発泡スチロール製トレイ、発泡スチロール	<ul style="list-style-type: none"> ・トレイ、色柄トレイ ・発泡スチロール ・緩衝材 	透明・半透明の袋	拠点回収	月1回
	アルミ缶・スチール缶(飲料用)	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ缶、スチール缶 	透明・半透明の袋	拠点回収	月1回
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料用、酒用、しょうゆ用、みりん用に限る 	透明・半透明の袋	拠点回収	月1回
	古布	<ul style="list-style-type: none"> ・肌着、Tシャツ、シーツ、タオル類、ズボン、上着、背広、子供服、カーテン、毛布 	フタ付容器	拠点回収	随時
廃食油	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済食用油 	フタ付容器	拠点回収	随時	
蛍光管・乾電池・ライター	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管、乾電池、ライター 	—	拠点回収	随時	
水銀体温計・水銀血圧計	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀体温計、水銀血圧計など 	—	拠点回収	随時	
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃:カーペット、ふとん類、毛布類、カーテンなど ・金物:家電製品、自転車など ・ガラス:鏡台など ・その他:タンス類、戸棚、テーブル、ベッド等 	粗大ごみステッカーを貼る	戸別収集又は直接搬入	—	

5節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

5-1 収集・運搬計画

(1) 処理主体

生活系ごみは市民及び構成各市（委託業者含む）が処理主体です。事業系ごみは、許可業者及び排出事業者が処理主体です。新ごみ処理施設「クリーンヒル天山」の稼働により、構成各市の収集・運搬システムや搬送ルートの変更を的確に行うなど、今後も効率的な収集運搬体制の構築に務めます。

(2) 収集運搬体制

令和2年4月以降の収集運搬体制は、下表に示すとおりです。

表 収集運搬体制（多久市）

区分		収集区域	収集回数	収集方法	収集方式
燃えるごみ		市全域	週2回	委託	戸別収集及び ステーション収集
燃えない ごみ	金属類		月1回		
	ガラス・びん類		月1回		
資源物	ペットボトル		月1回	委託	戸別収集及び ステーション収集
	プラスチック製包装容器		月2回		
	古紙類		月1回	委託	拠点回収
粗大ごみ			—	—	直接搬入

表 収集運搬体制（小城市）

区分		収集区域	収集回数	収集方法	収集方式
可燃ごみ		市全域	週2回	直営	ステーション収集
不燃ごみ	金物類		月2回	直営	ステーション収集
	ビン・ガラス類				
資源物	新聞・チラシ		月1回	委託	ステーション収集
	段ボール				
	雑誌・本・雑紙、紙箱類				
	紙パック				
	硬質プラスチック				
	発泡スチロール製トレイ、発泡スチロール				
	アルミ缶、スチール缶（飲料用）				
	ペットボトル				
使用済食用油	—	委託	拠点回収		
粗大ごみ			—	—	戸別収集（申込制） 直接搬入

(3) ごみ処理施設への直接搬入料金

ごみ処理施設への直接搬入料金は、令和2年4月に見直しを行う予定のため、今後の状況を踏まえて、必要に応じて見直します。

5-2 中間処理計画

(1) 処理主体

可燃ごみ（可燃残渣を含む）の中間処理に係る処理主体は本組合であり、令和2年4月に稼働する新ごみ処理施設「クリーンヒル天山」で適正な処理及び維持管理を行います。

可燃ごみを除くごみの中間処理に係る処理主体は多久市・小城市であり、構成各市が保有する処理施設で適正な処理及び維持管理を行います。

(2) 中間処理計画

中間処理計画は、下表に示すとおりです。

表 中間処理計画

項目	単位	実績値	中間目標年度	計画目標年度	
		平成30年度	令和6年度	令和11年度	
焼却処理量	多久市	t/年	5,311	4,609	4,037
	小城市	t/年	10,074	9,055	8,352
	本組合	t/年	15,385	13,664	12,389
	焼却処理による資源化量	t/年	255	491	446
資源化量	多久市	t/年	847	969	1,068
	小城市	t/年	2,037*	2,337	2,267
	本組合	t/年	2,884	3,306	3,335
	直接資源化量	t/年	555	800	853

※溶融スラグを除く

5-3 最終処分計画

(1) 処理主体

可燃ごみ（可燃残渣を含む）の最終処分に係る処理主体は本組合であり、クリーンヒル天山（焼却施設）から生成する焼却灰は、クリーンパークさが・管理型最終処分場に運搬し、委託処分を継続します。

可燃ごみを除くごみの最終処分に係る処理主体は多久市・小城市です。

多久市リサイクルセンターからの不燃残渣、及び小城市廃棄物中継センターでの不燃残渣は、クリーンパークさが・管理型最終処分場に運搬し、委託処分を継続します。

(2) 最終処分計画

最終処分計画は、下表に示すとおりです。

表 最終処分計画

項目	単位	実績値	中間目標年度	計画目標年度	
		平成30年度	令和6年度	令和11年度	
最終処分量	本組合	t/年	1,722	1,580	1,472
	多久市	t/年	514	467	428
	小城市	t/年	1,208*	1,113	1,044

※溶融スラグを含む

6 節 協力体制の確立と計画の進行管理

6-1 協力体制

基本方針の達成に向けて、行政及び関係機関での連携はもちろん、市民や事業者との協力体制を構築することが重要です。本組合では、次の具体的対応を実施することで、市民、事業者、行政が一体となった施策の展開や見直しを行っていきます。

- ホームページや広報誌等を利用したごみ行政情報の提供
- 市民の意見の施策への反映

6-2 計画の進行管理

効果的に施策を推進し、目標値を達成するためには施策の実施状況や目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。

そこで、下図のような施策メニューの検討 (Plan)、施策メニューの実施 (Do)、評価 (Check)、改善・代替案 (Action) のチェックシステムを整備し、目標年次 (令和 11 年度) までこれを実施することで、目標値の達成を目指します。

また、これらの状況はホームページ等で市民・事業者によく周知していきます。

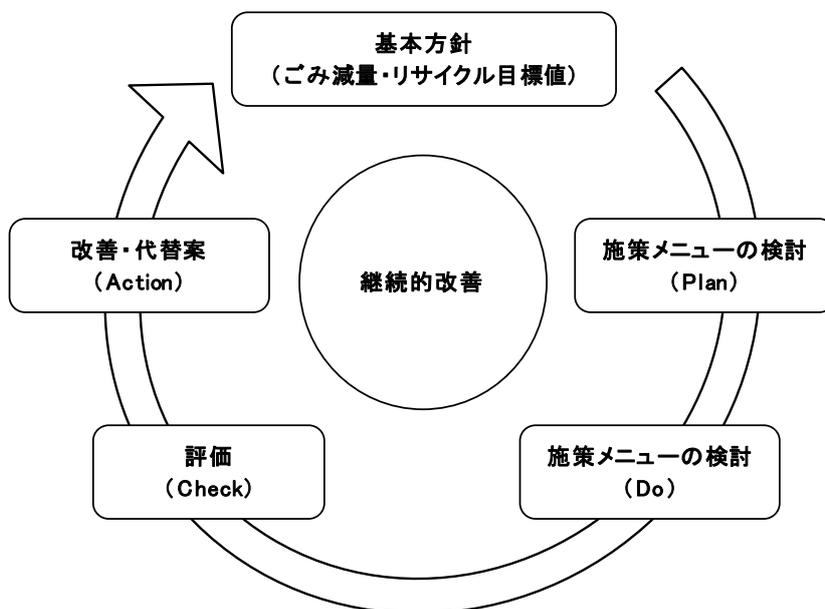


図 PDCAチェックシステム